

# 経済研究

第30卷 第2号

Apr. 1979

Vol. 30 No. 2

## ハンガリー新経済メカニズム(NEM)と 規制用具システムの修正

—企業利潤・賃金規制を中心に—

佐藤 経明

### I. はじめに

1960年代後半は、ソ連・東欧における「経済改革」の時期であったが、ハンガリーの改革はそのなかでもひとくわ特殊な位置を占めている。その理由は、ひとつには、ユーゴスラヴィアを別として、「計画」と「市場」の結合ということばで語られる改革内容がきわめて急進的なものであったことであり、ふたつには、他のほとんどの国で改革は70年代前半期までに当初の勢いを失ない、明らかに後退したのと対照的に、ハンガリーのそれはいくたの困難にもかかわらず、その基本的特徴を今日まで維持していることである。

だからといって、もちろん、当初の構想がそのまま実現されたわけではなく、70年代末の現行システムと当初の改革構想との隔たりはかなり大きい。ハンガリー経済改革の主導的な推進者のひとりであるチコーシニナジも、改革10周年記念論文のなかで、当初、過渡的と考えられていた「ブレーキ」(直接的規制手段)が、予想以上に広くシステムのなかにビルト・インされたことを認めながらも、「問題は後退にあるのではなく、むし

ろ、期待されていたほどの前進をとげていないことにある」<sup>1)</sup>(傍点引用者)と含みの多いことばで総括をおこなっている。これには、当初構想と今日の現実との距離と同時に、改革の基本線がぎりぎりのところで守られていることの、二重の意味がこめられている。

西側の観察者にも同じような評価を下している向きが少なくないことは、注意する必要があろう。たとえば、ポーランド出身のヤヌシ・ジルinskiは、伝統的経済システム(TES)と新経済メカニズム(NEM)とを区別する境界線を、「計画執行者(企業のこと一引用者)レベルにおける直接的計画化(direct planning)の廃止」およびこれとの関連で「達成水準からの計画化(planning from the achieved level)」の2つに求め、この観点からハンガリー経済改革に高い評価を与えている<sup>2)</sup>。

1) Csikós-Nagy Béla, "Ten Years of Economic Reform in Hungary," *The Hungarian Economy*, No. I, 1978. 門脇延行訳「ハンガリー経済改革の10年」『経済評論』1978年8月号, 128ページ。

2) Janusz G.Zielinski, "On System Remodelling in Poland: a Pragmatic Approach," *Soviet Studies*, Vol. XXX, No. I, Jan. 1978, p. 6.

このように考えると、ハンガリーの「新経済メカニズム」(NEM)は、ユーゴスラビアを除き、ソ連・東欧における唯一の分権モデルとしての地位をいぜん保っているといつてよいであろう。後述するような1973年石油ショック後の困難を念頭において考えると、それが当初構想を実現できなかつた側面よりも、それが曲りなりにも改革の基本線を維持して一定の安定性を保つている側面を評価するのが、公平というものであろう。さらに——この点は70年代前半期に西側借款を大々的に利用して高成長を図ったポーランドと反対に、安定成長政策をとったことによる点が多いが——総合的な経済的パフォーマンスが比較的良好なことも、評価されるべきであろう。

もう1点つけ加えるならば、1973年以降ポーランドが、「大経済組織」(WOG)による経済の垂直的統合を基礎にしながらも、このWOGに決定権を委譲して全体としてはよりパラメーター的な管理を志向する、新しい改革を段階的に実行に移しはじめたという事実がある<sup>3)</sup>。この企図は1975年以降、経済情勢の悪化とりわけ国際収支の危機のために、停滞ないし逆転に転じたようであるが、もし将来、こうした改革が実行に移されたならば、ハンガリーのNEMとの距離はかなり縮まる可能性があろう。改革が基本的に挫折したその他の国にあっても、完全に伝統的システム(TES)に戻ったわけでは決してないし、部分的な修正の試みはいぜんとして続けられていることも忘れてはなるまい。こうした意味からも、ハンガリー経済改革の中間総括をしておくことは、ソ連・東欧で現実に可能な経済改革の限度を確かめ、今後の方向を予測するために、いぜん必要な作業であるといえよう。本稿は、そのためのひとつの試みであるが、紙数の制約上、その1部に焦点を合わせざるを得なかったことを、はじめにお断わりしておきたい。

ところで、ハンガリーの経済改革は、実施の当初からさまざまな「ブレーキ」がかけられていたとはいえ、ほぼ1972年頃までは当初の構想にも

とづいた改革努力がつづけられていた。しかし、1971年なかばに表面化した投資過熱を主因とする経済不均衡から、しだいに政府の直接的介入が強まり、1972年11月に開かれたハンガリー社会主義労働者党中央委員会総会<sup>4)</sup>以後は、再集権化の傾向が目立ちはじめる。事態を一変させたのは、いうまでもなく、1973年10月のオイル・ショック後の世界経済の激動であった。1975年1月から実施に移されはじめた、ソ連の対東欧エネルギー・資源供給価格の引き上げという、新しい条件がこれに加わる。この前後からおこなわれていたNEMの修正は、「1976年度のハンガリー経済規制システム」<sup>5)</sup>に集大成される。したがって、本稿の主な課題は、この「修正」の前と後との違いを比較検証し、それをさらに1979年初め現在の時点で利用可能な資料によって補足して、可能なかぎり現行システムの実態を把握することにある。

## II. 70年代前半期までのNEM

改革構想の理論的源泉は、1953年～56年の時期にさかのぼるが、具体的な準備がはじまったのは、1965年11月の党中央委員会総会での決定以後のことである。ハンガリーの経済改革は、準備過程の慎重さと構想の首尾一貫性および実施にあたっては段階的にではなく、1968年1月1日を期して一举かつ全面的に導入したという点で、他のソ連・東欧諸国の改革と異なる際立った特徴をもっている。この最後の点は、部分的、段階的な改革導入から生ずる不齊合性<sup>6)</sup>を避けようとしたものであることは、明らかである。

改革構想の核心は、マクロ経済的な計画化(したがって資源配分)の枠内で、市場によるミクロ

4) これにはブダペスト訪問中のプレジネフも出席したといわれる。

5) Gadó Ottó, *Közgazdasági Szabályozó Rendszerünk 1976-ban*, Kossuth Könyvkiadó, 1976. 平泉公雄訳、ガドー・オットー『1976年のハンガリー経済規制システム』アジア経済研究所、所内資料、1977年10月。以下、引用はこの邦訳による。

6) M. ドップ、佐藤訳『社会主義計画経済論』(合同出版、1973年)、83～84ページ参照。

経済的な資源配分を実現することにある。「誘導市場モデル」(guided-market model), 「規制された市場メカニズム」(regulated market mechanism)といった用語でいわれているものの内容は、それにはかならない。それは中央計画化(central planning)を拒否しないという点と、労働者自主管理制度による社会全体の改革の「グランド・デザイン」<sup>7)</sup>と結合されていないという点で、ユーゴスラヴィアの制度と異なる。ブルスがいうように、そこには政治的考慮(主として対ソ連)と同時に、1956年のハンガリー動乱当時に労働者評議会が果たした政治的役割についての「記憶」が何らかの役割を果たしていることであろう<sup>8)</sup>。その意味では、ハンガリーのNEMは経済メカニズムの改善に局限されているといってよい。

しかしながら、ここでついでにいっておくと、それは労働者の企業における意思決定「参加」の問題と無関係でもない。「参加」のための制度的枠組みとその実体とのあいだには、少なからぬ距離があるのが通例である。この点、この両者の関連を実証的に分析して、ヤン・マルツェウスキが、「参加」はソ連では存在せず、ルーマニアとボランド(制度上は労働者評議会がいぜん存在している)では極度に制約されており、ハンガリーでは実質上かなり大きく、ユーゴでもっとも発展しているという評価を下しているのが、示唆的である<sup>9)</sup>。これと関連して、近年、ハンガリーで進められている「工場民主主義」強化の運動<sup>10)</sup>も注意を払うに値しうが、これらの問題にはこれ以上立ち入ることはできない。

このことが、企業の自主性の増大と企業にたいする管理の分権化と関連があることは、今まで

7) W. Brus, "Institutional and social changes in Eastern Europe since 1950," part IV : 1966-1975, draft version (mimeo), 1978, p. 44.

8) W. Brus, *op. cit.*, p. 44.

9) Jean Marczewski, *Crise de la planification socialiste?* Presses universitaires de France, 1973, p. 150(tableau).

10) L. Héthy & Cs. Makó, "Workers' direct participation in decisions in Hungarian factories," *International Labour Review*, Vol. 116, No. 1, July-August 1977.

もない。(集権的な管理のもとでは、企業に委ねられる裁量の幅がきわめて狭いから、「参加」はいわば構造的に排除されてしまうのである。)改革実施とともに、義務的指標のネットワークによる計画化(先にあげたジリンスキのいう「直接的計画化」)は廃止され(コメコン貿易と関係のある一部の例外を除き)、またこれと対応して生産財の行政的配分システム(資材・機械補給)も廃止されて、1970年までに企業間の関係は自由契約にもとづく売買で律せられるようになった。それと同時に、企業活動の評価基準として利潤原理が導入されたことにより、企業は採算性が良く需要の多い商品の生産に関心をもつよう仕向けられ、こうして企業の利害と社会の利害(供給不足品目の減少)とが一致することが期待されたのであった。

中央計画は廃止されたのではなく、その役割と実現様式を変えたのにすぎない。従来のように義務的指標や各種のノルマに「分解」されて企業に下達されるのではなく、後述するような経済的規制用具を利用して経済活動を計画目標の方向に誘導する、「パラメーター的計画化」が、計画化の基本概念となったのである。5ヵ年計画と年度計画の併用という枠組みは変わらなかったが、5ヵ年計画による中期の経済制御に力点がおかれ、年度計画はより「操作用」のものとなった。5ヵ年計画には、発展テンポと方向が部門別、地域別に予測されることによって経済構造の「事前的」計画化が追求され、同時にまた国民所得の投資と消費への配分、消費の枠内では私的消費と共同消費への消費フォンドの分割を中期的に規定することによって、マクロ経済的資源配分の中核部分を中央の手に残すことが、意図されていたのである。

これに投資資金のかなりの部分の(1970年で約50%)の国庫集中と大規模プロジェクト投資、企業の投資活動にたいする間接規制を加えるならば、ブルスが書いているように<sup>11)</sup>、国家の直接投資活動を「例外的」とするユーゴと異なり、中央がにぎる資源配分上の権能はいぜん大きいことができる。だからといって、企業の自己投資活

11) W. Brus, *op. cit.*, p. 46.

動に変化がなかったわけではない。企業の自己投資活動は、(1) 減価償却資金の約60%の留保、(2) 企業発展基金の形成、(3) 投資向け信用供与の拡大によって、改革前に比べるとかなりの発展をみせ、1968年には総投資の約40%、1970年には約50%に達した。しかしながら、中央による直接、間接の各種の規定と、1971年に顕在化した投資過熱後に強化された投資規制のため、それが期待されたほどの伸びをみせなかつたこともまた事実であり、レーヴェースによると、1973年当時のシェアは工業投資総額の20%にすぎなかつたといわれる<sup>12)</sup>。

ハンガリーのNEMにおける企業活動の間接的制御システムは、大別すると企業の行動ルールを規制する誘因システムと、これに影響を及ぼす経済的パラメーターとに分けられる。前者に含まれるのは、企業における利潤・フォンド形成、賃金規制といった問題群であり、後者に属するのは、価格形成・通貨交換レート・関税率(これとの関連で輸出補助金)などの問題群である。両者間には密接な相互関連があり、この区別が相対的なものであることは、いうまでもない。

企業活動の成功指標の中心が利潤とされ、これと企業フォンド(利潤参加フォンドと発展フォンド)の形成をリンクすることによって企業の効率的活動を刺激するというのが、誘因システムの根本であることは、ハンガリーのNEMの場合も変わりない。しかし、ブルスが正しく指摘しているように<sup>13)</sup>、企業の行動ルールが「従業員1人あたり純所得の極大化」という労働者自主管理の原理からいわば自動的に導き出されるユーヨーの場合と異なり、これをミクロ経済的利益とマクロ経済的利益とを結びつける、意識的な「目的関数」として設定することは、必ずしも容易ではない。ハンガリーのNEMにおける誘因システムがかなり複雑な理由も、ここにある。

12) Révész Gábor, "Hungary," in: H. H. Höhmann, M. Kaser, K. C. Thalheim (ed.), *The New Economic Systems of Eastern Europe*, C. Hurst & Co., London, 1975, p. 160.

13) W. Brus, *op. cit.*, p. 47.

レーヴェースが書いているところによると<sup>14)</sup>、企業利潤と企業の賃金支払能力との関係については、(1) 両者を密接にリンクさせる、どちらかといえばユーヨー方式に近い考え方、(2) 賃金格差が余り大きくなるのは望ましくないとする考え方、(3) 一般従業員よりも経営陣にたいするインセンチヴを強くすべきだという考え方の3つがあり、改革実施に当っては(1)に近い考え方が採用されたが、実際には(a)企業利潤の利用(発展フォンドと利潤参加フォンドへのその分割)をマクロ経済的ガイドラインに沿ったものとする、(b)企業利潤の大小が同じ比率で個人所得の大小に反映しないようにするなどの必要から、1968年に実施されたシステムは、次のようなものであった<sup>15)</sup>。

企業総収入(売上高)からまず物的経費、賃金コスト(前年度の平均賃金×従業員数で算出され、基本賃金にあてられる)を控除し、ついで賃金コストにたいし25%(8%の賃金税と17%の社会保険料納付金)、資本(固定および流動資本)にたいし5%(資本使用料)に相当する額が国庫納入金として控除され、さらに減価償却費が控除された残りが、粗利潤(課税前)となる。この粗利潤から地方税6%を控除した純利潤( $P$ )は、資本-賃金コスト比率 $\left(\frac{\text{資本}}{\text{賃金コスト}^*}\right)$ に比例して $P_1$ (発展フォンド向け)と $P_2$ (利潤参加フォンド向け)とに分割される。したがって、資本集約度の高い企業ではより大きな $P_1$ とより小さい $P_2$ が、労働集約度の高い企業ではより小さい $P_1$ とより大きい $P_2$ が、それぞれ形成されることになる。この $P_1$ にたいしては60%の定率で課税され、その残りに減価償却費の60%(残りの40%は国庫納入)を加えたもので、発展フォンドが形成される。 $P_2$ にたいしては、賃金コストにたいする $P_2$ の比率 $\left(\frac{P_2}{\text{賃金コスト}}\right)$ に応じて強度の累進課税(0~70%)がかけられ、その残額で利潤参加フォンドが形成される。両フォンドからはさらに規定の額に達す

14) Révész Gábor, "Wage regulation and enterprise incentives in the Hungarian economy" (mimeo), Jan. 1978, Budapest, pp. 7-8.

15) 主として Révész Gábor, *op. cit.*, pp. 9-10による。

るまで予備フォンドへの控除(通常10%)がおこなわれ、その残りが実際に使用可能な額となるというのが、その大要である。

\* 労働集約度の差異による違いを調整するため、実際には賃金コストに賃金係数(工業のはあいは通常2、1971年からは3に引き上げられた)がかけられ、 $\frac{\text{資本額}}{2(3) \times \text{賃金コスト}}$ となる。

以上を簡単な図にすると、以下のようになる。 $P_1$ が83%、 $P_2$ が17%というのは、平均的な工業企業のはあいを示したものである。

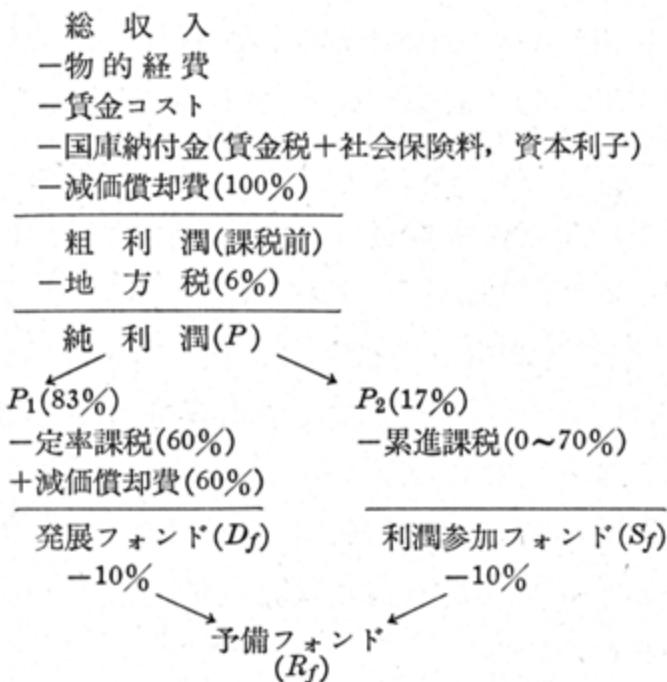
企業フォンドへの繰り入れが各種の複雑な指標によっておこなわれるため、しばしば利潤総額の30%以上にも及ぶ「未配分利潤残高」(свободный остаток прибыли)が発生し、これが結局国庫に吸収される結果、企業の利潤誘因を弱めているソ連の制度<sup>16)</sup>にくらべると、上記のシステムは、 $P$ が基本的に未分化の「残余余剰」として扱われ、これが一定の制約のもとに $P_1$ 、 $P_2$ に分割されるから、 $D_f$ 、 $S_f$ の形成についても拘束の度合いが少ないことは確かであるが、かなり複雑であることは否定できない。

このいささか複雑なシステムを生んだ理由が、(1) 企業の投資規模、従業員および経営陣の所得水準と増加率を利潤とリンクすることによって、利潤誘因を強めることを主眼としながらも、他方では(2)  $D_f$ およびとくに $S_f$ の両フォンドの増加に枠をはめることによって市場不均衡(インフレ圧力)を避け、同時に(3) 利潤増加と所得増加の関連を弱めることによって企業間賃金格差の過度の拡大を防止する(たとえば、同一条件の企業で利潤に50%の違いがあったばあい、賃金格差は5~6%以内にとどめる<sup>17)</sup>)という、複合的なねらいに由来しており、したがって一種の妥協であることも、容易に読み取ることができよう。しかし、この妥協は両刃の剣であり肝心の利潤誘因を弱めかねないといふ、微妙なバランスの上にのった制度であることもまた見落してはならない。

16) 拙稿「ソ連の経済改革」佐藤経明(編)『ソ連・東欧諸国の経済改革』アジア経済研究所、1973年、20-22、25-27ページ。

17) Révesz Gábor, *op. cit.*, p. 8.

図1 ハンガリー工業企業におけるフォンド形成



しかしながら、上記のシステムがそのままの形で作動したのは、きわめて短期間であった。改革実施後まもなく、基本賃金体系に組み込まれる平均賃金の上昇にかんしては、年間4%の上限が設定され、利潤参加フォンドの残りは年度末ボーナスに当たれることになった<sup>18)</sup>。このボーナスについても、1969年に修正が加えられた。当初の案では、ボーナス支給の上限を経営陣、中間管理層、一般従業員の3つのカテゴリーについてそれぞれ基本給の80%、50%、15%ときびしく格差づけ、その反面では企業が赤字の場合の最低保障額を同じく基本給の75%、80%、100%とすることで、バランスをとる仕組みになっていた。しかし、この「ボーナス格差」(プラスはこれを「テクノクラート的な失策」とよんでいる<sup>19)</sup>)にたいする不満と反撥が大きかったため、上記の3つのカテゴリーとも基本給に対する同一比率でボーナスを支給することに改められたわけである。

この修正をふくめて、1971年ごろまでにおこなわれた修正ないし微調整は、NEMの当初構想と基本的に矛盾するものではなかった。たとえば、1971年からおこなわれた賃金係数(図1参照)を2から3に増加する修正は、利潤増加に応じて利潤参加フォンドへの繰り入れを増やす効果をもつものであった。

しかしながら、1971年から導入された平均賃

18) W. Brus, *op. cit.*, p. 48.

19) W. Brus, *op. cit.*, p. 11.

金引き上げに対する新しい規制方式は、かなり複雑な性格をもつものである。このシステムを簡単に示すと、企業効率を表わす1種の指数として年間支払賃金額十利潤がとられ、この指数が1%  
従業員数

増加するごとに平均賃金を0.3%引き上げることができるが、しかし、そのさいには、賃金増加分の50%を1回限りの税として納入しなければならない。この限度を上回る平均賃金引き上げにたいしてはきびしい累進課税(その税率は0.5%までの超過に対しては150%, 0.5~1%までの超過に対しては200%)を課され、事実上、不可能に近くされた。

この新しい指数方式導入の目的は、企業に労働力節約を強制することであった。従来の方式だと、企業は低賃金・非熟練労働力を雇用した方が有利となり、計画以上の雇用増加ばかりか、このカテゴリーの賃金上昇を招いていたのである<sup>20)</sup>。

しかしながら、この前後から、企業利潤と所得増加との関連をしだいに弱める方向で賃金規制が強められたのには、市場の均衡にたいする配慮のほか、もう1つ大きな理由があった。所得格差の拡大が、それである。レーヴェースによると、2つの企業で名目賃金上昇が年率7%と4%のばあい、初年度には問題とならないが、2年度、3年度(3年間の上昇率は23%対13%となる)と累積効果を発揮するにつれて、「政治問題」となったという<sup>21)</sup>。この所得格差拡大の基礎には、かならずしも客観的な経済的根拠のない企業収益性の格差があった。たとえば、固定価格制度の適用をうける企業や、コメコン域内貿易向け製品を生産する企業が、自由価格制度の適用をうける企業よりも不利な立場に立たされたり、あるいは上部官庁の行政介入によって事実上、企業の収益性が左右されるような場合が、それである。こうした事情による格差を調整するため直接賃金規制が強められたが、それは結局、事物の論理からして、賃金支払い能力で立ち遅れた企業に「補償」をあたえる手段となつた、というのが、その大要である<sup>22)</sup>。

20) Révész Gábor, *op. cit.*, p. 11.

21) Révész Gábor, *op. cit.*, p. 12.

22) Révész Gábor, *op. cit.*, pp. 13-15.

その結果、賃金水準は企業利潤によって規定されるというよりも、むしろ、各企業にはほぼ同様の賃金支払い能力をあたえることを目的として、逆に誘因システムが操作される傾向が目立つようになった。収益性の悪い燃料・電力工業部門で1973年から賃金と利潤の関連が断たれ、賃金引き上げのための特別補助金が交付されるようになったのは、上記の傾向と並行して直接的規制が強められはじめたことを、示すものであった。その意味で、高生産性一高利潤一高賃金一労働力移動というダイナミズムをつうじて、産業構造の高度化をも暗黙のうちに意図していた、当初のねらいとは違った状況が生じつつあった、ということができる。後述するように、1976年の規制用具システム「修正」は、こうしたトレンドの集約という性格をもつことになる。

### III. 第5次5ヵ年計画発足前後の経済情勢

1976年1月から実施されたNEMの「修正」は、73年秋の石油危機を境とする内外経済情勢の激変を抜きにしては、理解されないものがある。「修正」は、NEM自体の論理的展開というよりも、むしろ、急変した経済条件にNEMを適合させるためにおこなわれたといった性格がつよい。

第4次5ヵ年計画(1971年~75年)終了時のハンガリー経済の特徴は、5ヵ年計画目標はわずかに超過遂行されたものの、他方で重大なマクロ経済的不均衡——とくに投資と消費の不均衡——が表面化し、国家予算と国際収支も赤字に転じたことであった。1971年~75年の期間の国民所得の成長率(不变価格換算)は、年率6.2%で、1975年現在の国民所得は約4000億フォント、公定レート換算で約200億ドル、人口1人当たり約1900ドルという水準に達したことは、評価に値する成果であったといふことができよう。チコーシニナジは、経済改革実施から石油危機の影響が表われはじめる1974年頃までの時期を、「ハンガリー経済の黄金時代」とよんでいる<sup>23)</sup>。

貿易依存度の高いハンガリーのような「開放経

23) チコーシニナジ『経済評論』1978年8月号、124~125ページ。

済」型の国にあっては、経済的不均衡は投資と外国貿易という2つの要因によって規定され、しかも両者の間には密接な関連があることが見落されなければならない。設備・機械など投資財のかなりの部分は輸入であり、半面、「規模の経済」からみて最適規模の生産による生産物の販売には、国外市場が必要となる。このため投資需要が急増すると、一方では投資財の輸入が増加し(この輸入需要は、投資完成期間の遅れによってさらに強められる)，他方では輸出増が輸入増に立ち遅れるため、外国貿易に緊張が生ずる。逆に、外国貿易に緊張(たとえば、交易条件の急激な悪化)が生ずると、予定した投資が実現されないということになって、国内経済に不均衡を生ずるのである。

1971年～75年の期間は、この2要因のからみ合いを典型的に示した時期であった。この期間には、上記の2要因のそれぞれを主因とする経済不均衡が、2度にわたって表面化したのである。まず、1971年には、主として国内の投資過熱による不均衡が顕在化したが、これは事実上の投資凍結などの手段により、1973年はじめまでにはほぼ是正された。しかしながら、この過程で、利子率などの間接的手段だけでは投資抑制に有効でないことが明らかとなって、直接的手段による規制が強められることになった。いわゆる「ブレーキ」のピルト・インが、それである。

1974年～75年に表面化した経済不均衡は、これとは性格を異にする。これについては、石油危機を境とするハンガリー貿易の交易条件の悪化(対資本主義諸国貿易と対コメコン貿易の双方について)が決定的であった。貿易総額が国民所得の54%(1974年、国内通貨換算)に達し<sup>24)</sup>、エネルギー・原材料の大部分を輸入しているハンガリーの、1974年～75年間の国際資源価格の高騰による損失は、国民所得の7～8%に及んだ。資本主義世界市場に対する交易条件の悪化は、1975年度には22%に達し、1975年以降はソ連の対東欧エネルギー・資源供給価格引き上げの影響が、

24) United Nations, *Monthly Bulletin of Statistics*, Vol. 30, No. 3 and 9, March and September 1976.

これに加わった(交易条件の悪化は75年度で約7%)。さらに石油ショック後の世界不況のため、ハンガリーの対西側輸出は伸び悩み、西側から輸入する設備・機械類の価格はインフレで大幅に上昇したのである。この交易条件の悪化は、ペーラ・バラッサが指摘しているような、ハンガリーの輸出の「二重構造」<sup>25)</sup>(対西側輸出では第1次産品・半製品が80%近くを占めるという意味で開発途上国型、対社会主義圏輸出では機械・輸送機器類が約45%を占めるという意味で先進国型)によるところが、大きいといえよう。

しかしながら、1974年～75年に表面化した不均衡は、たんに交易条件の悪化だけによるものではなく、この時期にとられた経済政策によるところが少なくない。バコーシュ・ガーボルによると、交易条件の悪化に応じて、多くの先進資本主義諸国がとったように、国内の投資と消費を抑える引き締め政策がとられるべきであったのに、「わが国ではこれがおこなわれず、それどころか逆の事態が生じた」<sup>26)</sup>のである。1973年から75年にかけての経済成長率は、年率6.1%に達し、国内消費もほぼ同率の伸びを示した。

とくに1975年度の投資は、計画の6%増にたいし名目で17～18%，実質で14%の伸びを示し、企業で着手された投資は価額で前年度を26%上回る増加ぶりをみせた。そして年度末には、未完成投資の累積額は、同年度中の計画投資額にはほぼ匹敵する、1180億フォントの巨額に達したのである。これと同時に、就業者1人当たり実質賃金も、計画の2.5%を上回る4%の増加となった。

この結果、1972年～73年の輸出超過は大幅な入超に転じ、その額は1974年には国民所得の5.7%，1975年には8.9%に及び、結局、西側からの信用供与<sup>27)</sup>によってカバーされるほかなかったの

25) Bela Balassa, "The Economic Reform in Hungary-Ten Years After," *European Economic Review*, No. 11 (1978), pp. 249-251.

26) Bakos Gábor, "The Hungarian Economy and the Tasks of Foreign Trade" (mimeo), 1977, p. 4. Bela Balassa, *op. cit.*, p. 248, も同じことを指摘している。

27) 1976年末の外貨債務累積額は、推計24億ドル

である。

この異常な不均衡を生んだ主因は、ハンガリー当局が、補助金政策によって国外市場での価格高騰を「中和」して、国内市場を世界インフレの影響から遮断しようとしたことであった。このため国家予算は膨張し、1976年だけで、輸入価格上昇の国内価格への波及を防ぐための価格差補給金は、450億フォント、国家予算の約14%に達した<sup>28)</sup>。同時に、インフレによる輸出利益の吸収は有効におこなわれなかったから、この補助金政策により企業に過大な利潤が形成されることになった。これによって過大な投資需要と、企業の利潤参加ファンドを原資とする賃金上昇が生じ、しかもこれに見合うだけの生産増加はなかったから、インフレ圧力を強める結果になったのである。

このように考えてみると、70年代なかばに表面化した経済的不均衡は、NEMと無関係でないことも、明らかとなる。つまり、「規制された市場」の利用というNEMの基本概念は、市場機構の「制限」とも解されていたから、国外価格の高騰は補助金政策によって遮断され、国内の企業と消費者には転嫁されなかったのである。これによって国内の相対的な物価安定(対前年比小売価格の上昇率は1973年=3.5%，74年=2.1%，75年=4.4%，76年=5.3%)<sup>29)</sup>と安定成長は維持されたものの、投資と消費は抑制されず、前述したような不均衡を生じたのである。また、この補助金政策によって、NEMにおける価格の「方向指示的役割」が著しく弱められたことは、いうまでもない。「社会主義計画経済といえども、社会的利害を考慮にいれた上で、世界市場の影響を規制されたやりかたで波及させるということしか、国家に可能にさせることはできない」<sup>30)</sup>というチコーシニナジの率直なことばは、こうした経験の反省から引き出されたものであろう。

(*The Economist*, Oct. 29, 1977)。

28) この国庫補助によって1973年には国外のインフレ率の30%，74年には70%が「吸収」された(チコーシニナジ、前出、126ページ)。

29) *Statistical Yearbook 1976*, Hungarian Central Statistical Office, 1978, p. 323.

30) チコーシニナジ、前出、125ページ。

NEM自体に即して考えると、以上がもつ意味は、二重であった。ひとつは、1968年以前のTES(伝統的経済システム)から遺産として引き継いだ、慢性的な超過需要の存在という構造的問題を、NEMが解決すべくして解決し得なかったということであり、もうひとつは、1973年当時まで使用されていた経済的規制用具のシステムの、新しい情況に対する不適応性が極端なまでにさらけ出されたことである。

したがって、第5次5ヵ年計画(76年~80年)の発足に合わせて実施された、1976年の経済的規制システムの「修正」が、規制用具のたんなる量的修正にとどまらず、新しい情勢に合わせてNEMのメカニズムを質的に改善するという、二重の課題を課されたのは、当然というべきであろう。とりわけこの規制用具システムの修正がねらいとしたのは、国内における消費の増加を抑制することであった。つまり、個人所得の上昇の可能性をより制限すると同時に、企業ファンドの形成を従来よりも困難にし、こうして社会的純所得のより大きな部分を国庫に集中して投資需要を抑制することを、主な目的としたのである。

これは、新5ヵ年計画の主なマクロ経済的目標とも見事に対応している。新5ヵ年計画の主要指標によると、国民所得の蓄積と消費への配分は平均25~27%対73~75%，5ヵ年間の増加は30~32%(年率5.4~5.7%)と規定されたが、国際収支の改善にあてるため、国内の利用国民所得の伸びは23~25%(年率4~4.5%)と予定された。とりわけ特徴的だったのは、5ヵ年計画の前半期においては、国内消費の伸びは5年間の平均成長率を下回ることができるとされ、国際収支の改善と見合ってそれ以降の成長率を決めるという、慎重さと柔軟性が發揮されたことであった。こうした政策をとることによって、1980年までに貿易収支の赤字を解消することが意図されたのである。

同じ均衡回復の努力は、投資政策にもみられる。5年間の投資の伸びは25~26%(年率4.5~4.7%)と第4次5ヵ年計画期よりかなり低く設定され、かつ優先順位が強められた。とくに優先されたのは、輸入エネルギー・原材料の節約に貢献する部

門(鉱業、電力)と対西側輸出の増加に役立つ部門で、しかも投資決定にあたってはすでに着手ずみのプロジェクトの完成に力点がおかれた。その一方で、実質賃金の伸びは5年間で14~16%(同2.7%~3.0%), 消費の伸びは21~23%(同3.9~4.2%)と低く設定された。

他方、1976年~80年の5年間の雇用増加はわずかに5万ないし6万人と見込まれているから、労働生産性の上昇は32~34%増、年率にして約6%増と前5ヵ年計画期の実績5.2%を上回る目標が設定されたのである。

したがって、第5次5ヵ年計画が主目標としたのは、貿易収支および投資活動における均衡の回復と経済の効率化の推進であったということができよう。ただ、そのばあい、次の2点を念頭におく必要がある。第1は、貿易アンバランスの解消といふばあい、対西側債務の累積からして当然のことであるが、対西側関係に重点がおかれ、開放経済体制志向が維持されていることである。5年間の貿易の伸び率は、対社会主义圏では輸出で42~45%, 輸入で32~35%とされたのに、対非社会主义圏では輸出で60~65%, 輸入で35~40%が目標とされた。これらはいずれも不变価格換算であり、経常価格換算では、5年間における倍増に相当する。

第2は、経済の効率化というのも、たんに労働生産性の向上というだけでなく、世界市場の要求に応える製品(売れる製品)の生産の奨励ないしは生産構造の転換との関連でとらえられていることである。このことをよく示しているのが、信用供与政策である。輸出振興のために5年間で450億フォーリントの信用供与の枠が設けられたが、それには(1)その製品があらゆる市場で売れること、(2)供与された信用が外貨収入でもって3年ないし5年以内に償還されること、(3)投資の収益性が15%に達することという、3つの条件が付されたのであった。

他方、輸入価格補助金は削減されて世界市場価格の上昇が国内の生産コストに漸次、波及させられるが(これに対しては通貨換算レートの再評価<sup>31)</sup>が、一定の「対抗力」として利用される)，

輸出企業に対しては特恵税制、特別減価償却制という形で国家支持が与えられることになった。

以上を分かりやすいことばで表現すると、(1)国内購買力を抑制して輸出ドライブをかけ、(2)資金の国庫集中を強めて重点プロジェクトを推進しつつ、(3)企業に厳しい条件を課して効率向上に追い込みながら、世界市場の需要に対する適応能力を高めさせる、ということに尽きるであろう。ハンガリーのあるエコノミストは、これを「企業をぬるま湯から出させる」<sup>32)</sup> ということばで端的に表現している。

以上の目的は、もちろん、単一の手段で達成できるものではなく、直接的規制手段と間接的規制手段の併用、後者のなかでは価格政策、外国貿易政策、投資政策その他の規制用具システムを複合的に利用してはじめて達成されることはいうまでもないが、企業所得および賃金の規制はそのなかでも中心的な位置を占める。

以下は、こうした観点からみた、1976年度規制用具システムの修正の1環としての企業所得・賃金規制方式の変化であるが、この変化には、すでに前節でのべた、企業間所得格差問題が投影していることを、念頭においておく必要がある。

#### IV. 1976年以降の企業利潤・賃金規制

1976年1月から実施された規制用具システムの「修正」は、1968年1月のNEMの発足以来積み重ねられてきた手直しを集大成した、かなり包括的な修正であった。この点は、企業利潤・賃金規制の分野ではとくに顕著に認められる。その目的は二重であった。すなわち、一方では投資財・消費財にたいする総需要の抑制と雇用の節約、他方では利潤の部門別格差(および同時に賃金格差)を縮小しつつ、企業利潤のより多くの部分を、賃金引き上げよりも自己投資に向けさせることを、そのねらいとしているといふことができる。

31) 換算レートは、1968年には1ドル=60フォーリント、1振替ループル=40フォーリントであったが、1976年1月よりそれぞれ41,30フォーリント、35フォーリントに「切り上げ」られた(いずれも商業レート)。

32) 1977年4月、ハンガリー外国貿易省デアーカ・ヤーノシュ局長の筆者にたいする談話。

これを端的に示しているのが、資本コストと労働コストにたいする評価の変更である。1975年1月より資本使用料(固定・流動資本価額にたいし5%)の評価規準は、それまでの総価額から、銀行信用により取得された部分をのぞく純価額に変更された。資本コストを低減し、石油危機後の資源コストの上昇を一部「補償」することが、その目的であったといえよう。

他方、1976年1月の「修正」により、社会保険料納付金はそれまでの17%から22%へ、賃金課税は同じく8%から13%へ(したがって、合計では25%から35%へ)引き上げられた。

労働コストを引き上げ、資本コストを相対的に引き下げて資本集約的な生産に刺激を与えると同時に、企業利潤の配分方式に重要な変更が加えられた。第1の、もっとも根本的な変更は、企業利潤の発展フォンドと利潤参加フォンドへの義務的分割が廃止されたことである。新しい方式によると、粗利潤から都市・居住地開発税(従来の名称は地方税)6%が控除されたあとの残額にたいし平均36%の利潤税を課せられた残りが、純利潤( $P$ )となる。

ついでこの純利潤からは、15%(1968年の改革実施当初は10%，1971年からは12.5%)の予備フォンドへの控除がおこなわれるが、その下限は生産フォンド総価額の2%に賃金コストの8%を加えた額であって、企業はこの水準に達するまでたえず予備フォンドを補填する義務を負わされる。

予備フォンドを形成ないし補填した残余の利潤にかんしては、従来のように資本集約度を考慮した一定の比率で、発展フォンド( $P_1$ )と利潤参加フォンド( $P_2$ )に分割する義務はなく、企業の裁量に委ねられる。しかしながら、発展フォンドの形成が優先され、その規模は中央が定めた使用順位で次の支出をカバーするのに足るものでなければならぬ、とされている。

- (1) 国、銀行および他企業にたいする支払義務の履行。
- (2) 流動フォンドの不断の増加に必要な支出。
- (3) 銀行の投資信用供与の条件となる自己資金(通常、投資額の最低30%)の確保。

(4) 1976年から導入された、新規建設にたいする10%の建設税の支払い。

実際上は、このように発展フォンド形成の最低条件をみたした残りの利潤が企業の裁量に委ねられるわけであるが、これにも重要な条件がつけられる。すなわち、発展フォンドへの追加には課税されないが、利潤参加フォンドの形成にたいしては強度の累進課税が課されることである。したがって、利潤参加フォンドの形成には、形式的には制約はないが、実質的には従来以上の厳しい制限が加えられることになった。

この累進税率は、賃金コストにたいする利潤参加フォンドの比率(0~14%)にしたがって、0%から800%まで累増する。すなわち、この比率が2%までは課税されないが、それを上回ると、たとえば $2\sim4\% = 200\%$ ,  $4\sim6\% = 300\%$ ,  $6\sim8\% = 400\%$ ,  $8\sim10\% = 500\%$ となり、14%を上回ると800%の率で課税される(つまり、利潤参加フォンドへの1フォーリントの支出が8フォーリントの税につく)ことになるのである。この累進課税の意図するところは、利潤参加フォンドへの支出が、どの企業でも16~18日分の賃金を下らず、また36~42日分の賃金を上回らないようにすることにあった。他方、非課税の2%に達しない企業にたいしては補助金が交付されるが、その額は年間賃金支払総額の20%を上回らないものとされた。

この非課税の2%は物価上昇(年率3.5%を計画で想定)を「補償」するものであり、この累進税率では一般の企業に可能な名目賃金引き上げ率は、5~6%で、それ以上は事実上不可能となつたといわれる<sup>33)</sup>。そして、年率2~2.5%前後の実質賃金上昇の枠内では、重大な賃金格差が生じようもないことは、いうまでもない<sup>34)</sup>。

上記の修正が利潤参加フォンドの刺激効果を弱めたことは当然であるが、福祉・文化フォンドの「独立」も同じ方向に作用している。福祉・文化フォンドは従来のように利潤にリンクされず、従業員1人につき750フォーリント(上限は1000フォ

33) 1976年9月および77年4月、レーヴェース氏の筆者にたいする談話による。

34) Révész Gábor, *op. cit.*, p. 22.

リント)の割合で利潤から控除されることになったのである。

以上を単純な図で示すと、図2のようになる。

第2の重要な修正は、賃金規制にかんして次の4種類の異なった方式が導入されたことである<sup>35)</sup>。

- (1) 賃金水準の中央規制。——石炭業・電力業のような公共性の強い企業に適用され、中央が年間の賃金水準上昇の許容限度を決定する。
- (2) 賃金総額の中央決定。——鉄道・都市交通のような、雇用の現水準維持ないし削減が望ましい公共企業に適用され、年間の使用可能な賃金総額を中央が決定する。
- (3) 相対的賃金水準規制。——市場志向の成長部門企業に適用され、年間1.5~2%までの賃金水準上昇は無条件に認められるが、それ以上にたいしては  $\frac{\text{年間純利潤}}{\text{平均従業員数}} = \frac{I_n}{L}$  の効率係数が適用される。この係数の対前年比1%増加ごとに企業は0.25%の平均賃金引き上げを非課税でおこなうことができるが、それ以上には強度の累進税率が課され、とくに6%以上の引き上げは事実上、不可能となる。
- (4) 相対的賃金総額規制。——繊維工業・国内商業のような、雇用増加が望ましくない企業に適用され、付加価値の対前年比1%の増加につき賃金総額の0.4%増が認められる。この場合も、賃金総額の1.5~2%までの増加は非課税だが、それ以上は累進課税で厳しく制約されることとは(3)と同様である。

中央規制の強い(1), (2)のカテゴリーに入るのは企業総数の約3分の1で、残りの約3分の2については利潤関心の原則が維持されたということになる。以上が修正の要点である。

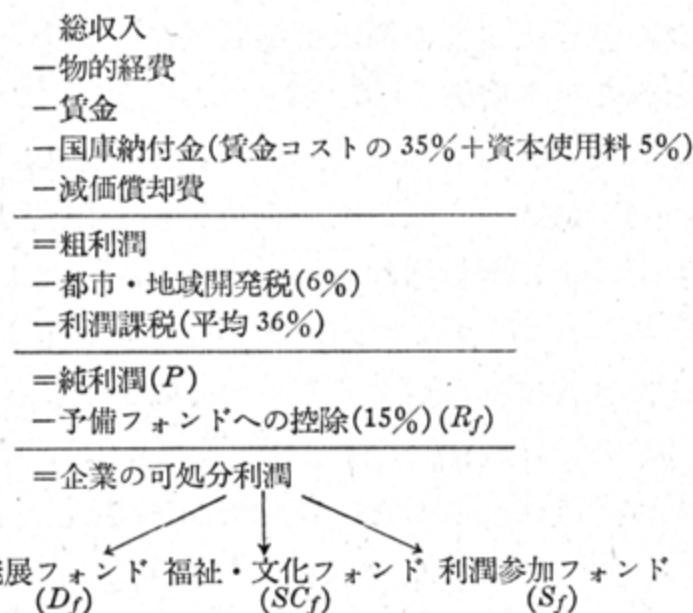
## V. 小括的評価

さて、以上の修正はかなり複雑な性格をもっており、包括的な評価を下すのは容易ではない。ここでは、その基本点にのみふれておこう。

第1は、企業に留保される利潤が増加したか減

35) Révész Gábor, *op. cit.*, pp. 18-22.

図2 1976年以降の企業利潤配分



少したか、という問題である。すでに見たように、賃金税(労働資源使用料)は引き上げられ、資本使用料は減額される一方で、利潤課税は引き下げられたから、この評価は簡単ではない。しかし、賃金税プラス社会保険料納付金の10%増徴と、利潤課税については計算の基礎が違うこと(従来は発展ファンド[P<sub>1</sub>]にたいし定率60%, 利潤参加ファンドにたいしては0~70% [1971年からは40~70%, 平均56~58%], 1976年からは粗利潤にたいし平均36%)を考慮に入れると、企業への留保利潤の減少は否定できない。ある資料によても、1976年度の企業の平均利潤は約30~35%減少することが予定され、逆に利潤の国庫集中の比率は、1971~75年の66%から75%へと、改革前の水準を回復することが予定されている<sup>36)</sup>。企業の税負担が増加したことについては、ハンガリーの経済専門家の意見は一致している<sup>37)</sup>。

第2は、企業の裁量権にかんするものである。利潤(P)の両ファンド(P<sub>1</sub>, P<sub>2</sub>)への義務的分割が廃止されたことは、たしかに企業の裁量権を拡げる意味をもつ。しかし、留保利潤の総額が減少したこと<sup>38)</sup>と、前述したようにその用途に従来より

36) Follinus János, "Changes in the Regulatory System," *The Hungarian Economy*, Vol.5, No.1, April 1976, p. 3.

37) 前出、レーヴェースの談話による。

38) ゾルタン・サーボフはハンガリーの平均的企業を想定して、同じく1億フォリントの粗利潤で、可処分利潤が1975年に9400万フォリントであったものが1976年には5113万6000フォリントになる、と計算

はるかに厳しい枠が設定されたことを考えると、企業の意思決定上の権限は実質的には縮小したものとみるべきであろう。

第3は、利潤誘因の効果についてである。1971年の効率係数の導入以来、企業利潤と利潤分配フォンドによる所得増加とのあいだの関連はしだいに弱められてきていたが、この修正により両者の関連はさらに稀薄となった。これにより、70年代はじめに「政治問題」化した賃金格差の拡大は確かに避けられることになったが、半面、利潤誘因のダイナミズムが大きく失なわれたことは、否定できないところであろう。

第4は、昌頭でふれた「達成水準からの計画化」(planning from the achieved level)原理の形を変えた復活である。対前年比効率係数の改善が利潤参加フォンド形成の基準とされたことは、一定の刺激効果をもつ半面、収益性の低い水準から出発した企業にとって有利であることと、企業が「余力」を出し惜しみリスクを避けようとする、TESに固有の弊害が再現する怖れがあることから<sup>39)</sup>、かなり大きな問題をはらんでいるというべきであろう。

ここではふれる余裕はなかったが、以上のほかに、価格統制の強化、1部原料・半製品についての割当制の拡大、1部の品目についての販路指定などの措置を考慮にいれると、1976年以降、実際に機能しているNEMに、1968年の改革実施当時の構想ないし志向と矛盾する、一連の要素が生じていることは、だれしも否定し得ないところであろう。

問題は、それがどこまでIIIでのべたような客観的経済条件によるものであり、どこまでNEMの当初構想に内在する矛盾によるものであるかである。この間に答えることは、もちろん容易でないが、それでも2,3のコメントは可能であろう。

第1に、客観的経済情勢の激変が及ぼした影響については、改めていうまでもない。ここではふ

している。Zoltan Sabov, "Die Besteuerung der Betriebsgewinne in Ungarn als Regulator der Gesamtnachfrage," *Osteuropa-Wirtschaft*, No. 1, 1978, p. 60.

39) Révész Gábor, *op. cit.*, pp. 20-21.

れる余地がなかったが、これにはコメコンといふ「壁」からくる制約が加わる<sup>40)</sup>。

第2に、パラメーター的計画化にかんする当初の構想が実現不可能なものであったことは、今日では否定できないところであろう。かつてJ.ジーリンスキは、計画経済管理の型を(1)非パラメーター(直接的規制)、(2)パラメーター(経済的規制用具)という、性格の異なる情報キャリヤーによって区別し、(2)をさらに(2a)国家決定のパラメーターと(2b)市場パラメーターに再区分して、ソ連型の経済改革は(1)と(2a)の併用、ハンガリーのNEMは(2a)と(2b)の併用を志向したものとしたことがある<sup>41)</sup>。しかし、10年後の今日、現実に存在するのは、(1)と(2a)の併用であり、(2b)の役割は著しく小さいのである<sup>42)</sup>。第3に、以上のこととは、社会主義という体制的な枠のなかで市場志向型の経済を運営するうえでの、大きな困難<sup>43)</sup>をも含意することは、いうまでもない。この困難は、すでにふれた所得格差のような社会・政治的結果にたいする、政治システムの側からの対応を含めると、さらに大きなこととなることは、自明のことであろう。

以上のすべてを考慮にいれると、ある論者のように、「ピンピンしているわけではないとしても、NEMはまだ生きていた!」("The New Economic Mechanism was still alive, if not in the best of health!")<sup>44)</sup>というほど楽観的にはなれないとしても、NEMは「決して失敗ではなく……その基本的特徴は維持されている……」<sup>45)</sup>というあたりがおそらく妥当な評価と思われる。

(横浜市立大学商学部)

40) 拙稿「ハンガリーの経済改革」『横浜市大論叢』第26巻3・4合併号、178ページ。

41) J. Zielinski, "Economics and Politics of Economic Reforms in Eastern Europe," *Economics of Planning*, No. 3, 1969, pp. 280-281.

42) Bácskai Tamás, "1978 Changes in the Regulatory System," *The Hungarian Economy*, Vol. 7, No. 1, April 1978, p. 3.

43) W. Brus, *op. cit.*, p. 58.

44) P. G. Hare, *op. cit.*, p. 320.

45) W. Brus, *op. cit.*, p. 58.